

8 公害苦情の処理

大阪市では、各区保健福祉センター等で公害苦情の相談に応じるとともに、各環境保全監視担当が発生源の規制、指導を行うことによりその解決を図り、市民の良好な生活環境の維持に努めています。

平成20年度中に市民から各区保健福祉センター及び環境局などへ寄せられた苦情件数は1,237件（資料1-8-1・2 P25）であり、そのうち、解決したものは1,074件で直接処理解決率は約87%になっています。

（表1-8-4）

公害の種類別でみると、「騒音」が最も多く、全体の49%を占めており、次いで「悪臭」の22%、「大気汚染」の19%となっています。これらを発生源別にみると表1-8-1に示すとおり「建築土木工事」によるものが一番多く、

次いで「生産工場（機械作動）」によるものとなっています。

用途地域別では、表1-8-2に示すとおり「住居系地域」、「商業地域」及び「準工業地域」で約85%を占めます。

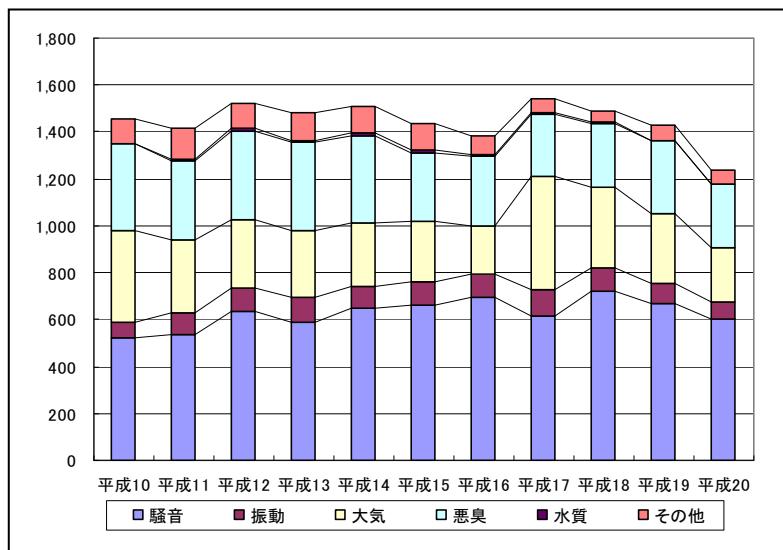
被害者の訴え内容別にみると、「感覚的・心理的」なものが86%、「健康」に係るものが7%となっています。（表1-8-3）

公害苦情の種類別件数の推移は図1-8-1のとおりであり、毎年、騒音と振動の苦情で約半数（平成20年度 55%）を占めています。

なお、公害被害に係る紛争を早期に解決するため、公害紛争処理法に基づく「大阪府公害審査会」が設置され、紛争当事者からの申請により、あっせん、調停、仲裁（※）を行っています。

※ あっせん…当事者主体の自主的解決を期待する制度
調停…調停委員会が当事者の主張内容を聴取しながら、公平で双方が納得のいく解決策に導く制度
仲裁…紛争の解決を仲裁委員会に委ね、解決する制度

図1-8-1 公害種類別苦情件数の推移



※その他とは、日照、通風障害、光害、電波障害、土砂の散乱、土砂の流出、不法投棄、ふん尿の害、害虫等の発生、火災の危険、動物の死骸の放置等

表1-8-1 発生源別苦情件数

(平成20年度)

	騒音	振動	大気	悪臭	水質	その他	合計
建築土木工事	201	46	104	13	0	13	377
生産工場	120	10	29	35	0	1	195
運輸・通信業	21	15	8	1	0	0	45
卸売・小売・飲食店	56	0	1	31	0	6	94
サービス業	54	0	0	0	0	0	54
家庭生活	20	0	2	16	0	4	42
その他	95	0	75	115	3	32	320
不明	34	5	10	58	1	2	110
合計	601	76	229	269	4	58	1,237

表1-8-2 用途地域別苦情件数

(平成20年度)

	騒音	振動	大気	悪臭	水質	その他	合計
住居地域	207	31	75	80	0	22	415
近隣商業地域	28	2	11	12	0	2	55
商業地域	214	19	65	70	0	13	381
準工業地域	100	18	52	68	1	11	250
工業地域	17	5	4	13	2	2	43
工業専用地域	7	1	8	10	0	1	27
その他	28	0	14	16	1	7	66
合計	601	76	229	269	4	58	1,237

表1-8-3 訴え内容別苦情件数

(平成20年度)

	騒音	振動	大気	悪臭	水質	その他	合計
健 康	26	6	30	13	1	5	81
財 産	3	7	19	5	0	5	39
動・植物	7	0	2	2	0	1	12
感覚的・心理的	555	63	164	244	2	39	1,067
その他	10	0	14	5	1	8	38
合計	601	76	229	269	4	58	1,237

表1-8-4 処理状況別苦情件数

(平成20年度)

	騒音	振動	大気	悪臭	水質	その他	合計
直 接 処 理 解 決	工場移転	0	0	0	1	0	1
	作業の停廃止	9	0	16	8	0	34
	建屋改善	0	0	0	0	0	0
	機械施設の移転	2	0	0	3	0	6
	機械施設の改善	8	0	2	9	0	19
	作業方法の改善	76	11	21	15	0	126
	作業時間の変更	10	0	0	0	0	10
	民家に防止対策	2	0	1	0	1	4
	話し合いで解決	14	0	5	0	0	19
	措置説明に納得	247	35	101	79	0	475
その 他	原因物質の除去	3	0	3	11	0	20
	故障の修理復旧	4	0	0	1	0	5
	その他解決	160	21	65	92	0	355
	小計	535	67	214	219	0	39
	合計	601	76	229	269	4	58
1,074 37 66 60 1,237							